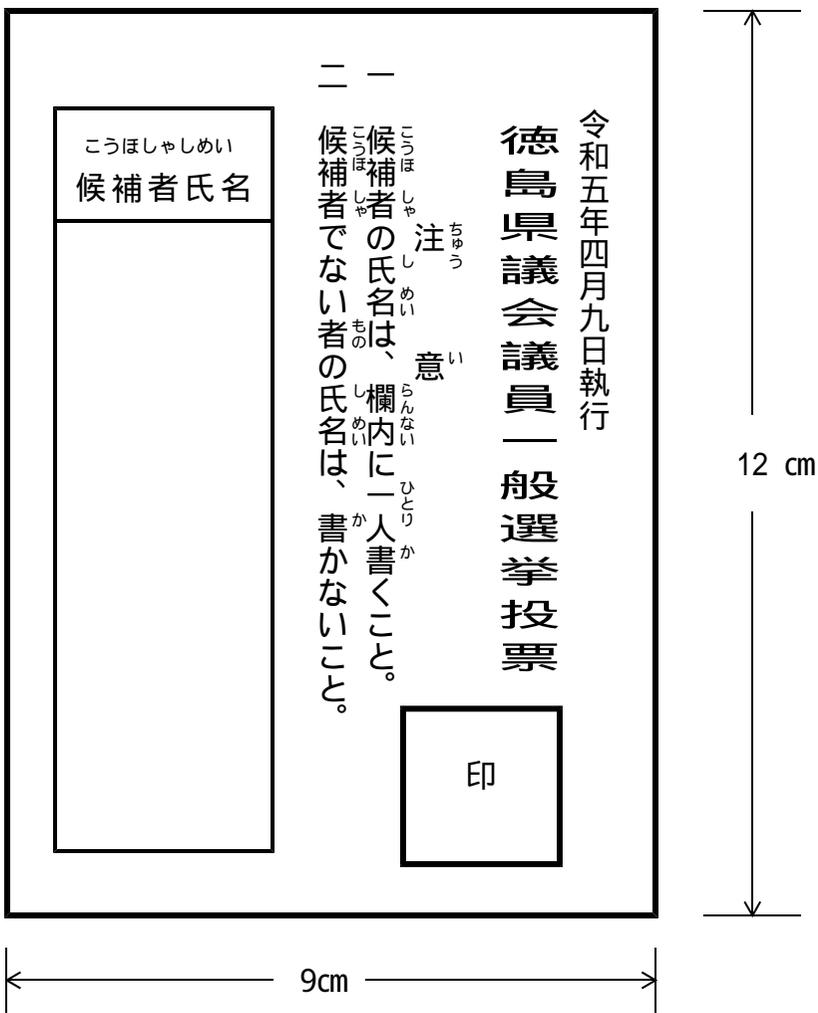


徳島県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、令和五年四月九日執行の徳島県議会議員一般選挙における投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎



備考

- 一 片面印刷とすること。
- 二 用紙はオレンジ色地とし、黒色のインクで印刷すること。
- 三 紙質は、合成紙（点字分は上質紙九十キログラム）とすること。
- 四 投票用紙に押すべき印は、徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十八条に定める徳島県選挙管理委員会の印のうち2号の印とし、刷込みとすること。